

久御山町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本町における障害者優先調達の一層の推進を図る。

2 適用範囲

本方針は、本町のすべての部署が発注する物品等の調達に適用する。

3 対象となる障害者就労施設等

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所等
 - ア 障害者支援施設
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
 - エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (2) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業者
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所
- (3) 在宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の調達、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）
- (4) 共同受注窓口
物品等の調達をあっせんし、又は障害者就労施設等と町との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う共同受注窓口である特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンター

4 調達推進物品等

調達を推進する物品等は次のとおりとするが、記載のない物品等の調達も検討し、出来る限り幅広い分野から調達するよう努める。

(1) 物品

- ・食品類（弁当、菓子、パン等）
- ・日用品・雑貨類（被服、工芸品、手芸品等）
- ・農作物類（野菜、花、米、茶等）
- ・印刷物類（報告書、広報誌、リーフレット、ポスター、ちらし、名刺、点字出版物等）
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ・軽作業（袋詰め、封入、包装、発送等）
- ・清掃・除草
- ・クリーニング
- ・データ入力
- ・ホームページ管理
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な役務

5 調達目標

各部署において、前年度の実績額を上回ることを目標とする。

6 調達の推進方法

障害者就労施設等が提供可能な物品等について情報を収集し、各部署に情報提供することにより、調達の推進を図るよう努める。

7 調達方針及び調達実績の公表

本方針を策定又は見直したとき及び調達実績を取りまとめたときは、町ホームページ等により公表する。

8 その他

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。
- (2) 当該調達方針の担当窓口は、民生部福祉課とする。